「全国一斉！法務局休日相談所」開設

法務局が取り扱う登記、戸籍・国籍、供託、人権擁護業務等に関する住民の皆さんの疑問や相談について、法務局職員、人権擁護委員、司法書士及び土地家屋調査士がお答えします。

ご相談は無料で、ご相談の秘密は厳守します。ご希望の方は、事前に電話で予約してください。

◆日時　10月６日(日)　10時～15時

◆場所　旭川地方法務局留萌支局
(留萌市大町２丁目12番地)

◎問い合わせ先

旭川地方法務局留萌支局総務係　☎42－0492

ご存知ですか？「筆界特定制度」

法務局では、平成18年１月20日から「筆界特定制度」に基づく、筆界特定申請を受け付けています。

「筆界特定制度」とは、あなたの大事な土地の正しい境界について経済的負担を少なく、裁判所の境界確定訴訟より迅速に特定できる制度です。

隣接地との境界が分からなくて困っている方、境界について隣地の所有者との間で争いがある方は、筆界特定申請について、最寄りの法務局へご相談ください。

◎問い合わせ先

旭川地方法務局留萌支局　☎42－0492

秋はヒグマに注意！

９月７日(土)から10月31日(木)までは、秋のヒグマ注意特別期間です。

ヒグマによる人身被害は、秋に最も多く発生し、山菜採りやキノコ採りの際に被害に遭いやすくなっています。

【あなたが被害に遭わないために】

- 事前にヒグマの出没情報を確認する。
- １人で野山に入らない。
- 野山では音を出しながら歩く。
- 薄暗いときには行動しない。
- フンや足跡を見たら引き返す。
- 食べ物やゴミは必ず持ち帰る。

専業主婦(夫)の年金が改正されました

平成25年７月１日から専業主婦(※)の年金が改正され、サラリーマンの夫が退職した際等に年金の切り替えの手続きが遅れたため、保険料が未納となっている主婦が手続きをすることにより、年金を受け取れるようになる場合があります。

夫が会社を退職した場合や妻自身の年収が増えたとき等は、手続き（第３号被保険者から第１号被保険者への変更届）をして保険料を納めなくてはなりませんが、この手続きを２年以上遅れたことがある方は、２年以上前の保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生します。

この度、専業主婦の年金が改正され、このような方が手続きをすることにより、「未納期間」を「受給資格期間」に算入することができるようになりました。

主婦年金からの切り替えの手続きを２年以上遅れたことがある方は、今すぐお問い合わせください。

- 65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます。
- 65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります。

(※)妻が働き収入を得て、夫が専業主夫の場合も同様です。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル　☎0570－011－050
留萌年金事務所　☎43－7211

平成25年度入校前適正相談の実施について

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者（応募希望者）の入校前適正相談を実施します。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆実施期間　平成26年３月15日まで

◎問い合わせ先

- 〒073－0115　砂川市焼山60番地
  国立北海道障害者職業能力開発校
  ☎0125－52－2774
- 留萌公共職業安定所　☎42－0388